



## Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士（人間文化）
報告番号	甲第1711号
学位記番号	第30号
氏名	手嶋 大侑
授与年月日	平成31年3月25日
学位論文の題名	平安時代における中央貴族と地方社会に関する研究
論文審査担当者	主査： 吉田 一彦 副査： 山田 あつし， 阪井 芳貴

平安時代における中央貴族と地方社会に関する研究

【要旨】

平成三〇年度 博士論文

提出日 平成三〇年一月一四日

名古屋市立大学大学院人間文化研究科 人間文化専攻

日本の文化

指導教員 吉田一彦教授

学籍番号 一六四八〇四

氏名 手嶋 大侑

本研究は、中央と地方の人間関係に基づく政治的・社会的関係の視座から平安時代の社会を検討し、中央と地方の関係発展史として平安時代を捉えようと試みるものである。

序章「平安時代史研究における本研究の位置付け」では、これまでの平安時代史研究と年官・年爵研究の整理を行い、それを踏まえて本研究の独自性と意義、研究史上における位置付けを述べた。

第一章「高子内親王の庄園経営」では、早稲田大学所蔵「観音寺文書」乙巻の分析を通して、九世紀中・後期における高子内親王家は、筑前国に所在する私領庄園の経営にあたって、筑前介の永原永岑を庄園の「檢校」に、現地の有力者である荒城長人を「別当」に就け、筑前国司・荒城氏の協力を得る経営体制を築いていたことを明らかにした。それと同時に、《院宮王臣家―国司―地方有力者》という政治的・社会的関係を基盤に庄園を経営するあり方は、当時の一般的なあり方の一つだと理解されることも指摘した。

第二章「土人」の国司任用」では、まず「土人」をその国の国司に任用することを禁じる不文律の存在とその定義を明確化することから始め、その不文律は、「本貫地の国司への任用を禁じる原則（本貫地回避の原則）」と定義できることを明らかにし、「土人」の国司任用が可能になる事務処理上の理由は、戸籍の形骸化であることを指摘した。

次に、九世紀に見られる（1）旧本貫地の国司への任用、（2）「浪人」の居住地の国司への任用の検討を通して、「1」「2」がきっかけになって、地方有力氏族が地元の国司を望むようになったことを明らかにした。

以上を踏まえ、九世紀後半は、地方有力氏族にとって、本国の国司のポストを望むが、本貫地回避の原則によって、そのポストに就くことができない状況が続く時期であったこと。こうした状況のなか、十世紀中期になって、戸籍の形骸化が現れ始め、除目を行う際の事務処理上、「土人」の国司任用が可能になったこと。そして、これによって、ようやく地方有力氏族の所望が実現される状況となり、十世紀中期頃から、「土人」の国司任用が確認されはじめることを明らかにした。

第三章「年官制度の展開」では、まず年官による任官事例の検討を通して、年官によって地方有力者が地元の国司に申任されはじめる時期は十世紀中期頃からだということを明らかにした。次いで、「安和二年宣旨」の分析から、十世紀中期頃から右のような申任が増加する背

景として、中央の官人たちが下級国司の地位を望まなくなった状況を指摘した。また、十世紀末から十一世紀初の間、除目における年官の選考順が早まったことを明らかにし、それによって、年官によって推薦された地方有力者が地元の国司に任官されやすくなったことを指摘した。以上を踏まえ、年官は、十世紀中期頃から、中央と地方の関係を創出する方途として社会的価値を高めたことを主張した。

第四章「平安中期の年官と庄園」では、まず播磨国の摂関家領滝野庄の分析を通して、滝野庄は現地の有力氏族播磨氏の協力を得ることで安定した庄園経営を実現させていたことを指摘し、年官は摂関家と播磨氏との良好な関係を構築・維持する手段として使用されていたことを明らかにした。次に紀伊国の平惟仲領庄園の分析を行い、平惟仲は、現地の協力を得ることができず経営が安定していなかった状況を打開するために、自身の年官によって現地の有力者を紀伊国司に申任していたことを述べた。以上を踏まえて、平安中期において年官は、中央の権門が庄園経営に必要な不可欠な現地有力者との良好な人的ネットワークを形成・維持・強固にする手段として存在していたことを明らかにした。

第五章「平安中期における受領と年官」では、年官による申任の際、受領が仲介者になる場合、その申任は、受領にとってどのようなメリットがあったのか、また、受領はどのような目的を持って仲介者になったのか、これを解明するために、受領による「1」仲介料の獲得、「2」任国における現地有力者の編成という二点に注目し、この観点から考察を試みた。まず「1」仲介料の獲得の観点から考察を進め、受領は権門に被推薦者を紹介した見返りに仲介料を得ていたことを明らかにした。次に、在国の任用国司に注目しながら、受領による任国統治の様相を考察し、受領の統治下には受領と協調関係にある任用国司がいたこと、そして、その任用国司には、現地有力者や郎等がなっていたことを指摘した。また、国司文書の位署欄の検討から、国内の競争に勝ちたい現地有力者や郎等にとって、任用国司の地位は、ほかの国衙勤務者たちと差別化を図れる点で魅力的なものであり、価値のあるものであったと論じた。こうした状況を踏まえた上で、「2」受領による現地有力者の編成の観点から年官を考察し、その結果、現地有力者に任用国司の地位を与えることができる年官は、現地有力者との間に良好な人間関係を形成し（すでにある関係をより良好にし）、彼らを自身の統治体制内に編成する手段として、受領に利用されていた

ことを明らかにした。

第六章「平安中期における国検田使と権門」では、①「志賀郡検田使右衛門志成道」と、②「国検田使」威儀師蓮明の事例の検討を通して、従来の「国検田使」理解を再検討し、「国検田使」は、受領の部下としての側面と、個人の持つ人間関係で動く側面の二つを併せ持つ存在であることを明らかにした。そして、受領だけでなく、中央の権門との関係も視座に入れなければ、「国検田使」の実像は捉えることができないと指摘した。

付論「三宮」概念の変遷と「准三宮」では、各時代の「三宮」事例の検討を通して、これまでの「三宮」は太皇太后・皇太后・皇后の総称だとする理解は、十一世紀前半に形成されたものであり、それ以前の「三宮」は、「三つの宮」の意味しか持っていなかったことを明らかにした。

終章「中央と地方の関係発展史としての平安時代」では、本研究に収録した六つ（第一章から第六章）の研究成果を整理し、中央と地方の関係の発展史としての平安時代史像を提示した。

まず中央と地方の政治的・社会的関係の本格的形成は承和年間（八三四―八四八）頃からはじまり、その関係は《中央の権門―地方有力者》《中央の権門―国司》の関係として理解できること、そして、この関係は九世紀末から十世紀初の国政改革でも断絶することなく、十世紀以降も存続したことを述べた。次に、十世紀中期に「土人」の国司任用が可能になり、年官が中央と地方の関係を創出・強固にする方途となったことよって、中央と地方の関係が大きく展開したことを述べ、この時期を展開期として評価した。次に、平安中期の社会には、《中央の権門―地方有力者》《中央の権門―国司》《国司―地方有力者》の双方にとって有益な政治的・社会的関係が展開していたことを指摘し、これらの関係の展開に年官が関与・寄与していたことを述べた。

以上のことを踏まえて、中央と地方の人間関係に基づく政治的・社会的関係は、基本的関係を変えることなく、九世紀以来、発展し続けたことを述べ、十世紀中期の変化は、この関係の「展開」であり、「転換」ではないこと、そして、この関係の発展史として平安前・中期を見た場合、九世紀から十一世紀は一連の時代として理解できることを主張した。